

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A内の鉱山に勤務した後、昭和〇年〇月B県C市所在のD会社E鉱業所に雇用され、昭和〇年〇月に同社を退職するまでの間、鉱石の破碎作業等の粉じん作業に従事した。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理2、PR1」、じん肺の合併症「続発性気管支炎」（要療養）と決定され、F病院に通院し療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、外出先で倒れ、G病院に救急搬送されたが、同日、同病院で死亡した。

死体検案書によると、直接死因として「心不全の疑い」、その原因として「腎不全」、直接死因には関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病として「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎（以下「じん肺等」という。）には相当因果関係がある旨主張しているところ、当審査会において、改めて本件における医証を精査し、検討すると、次のとおりである。

(2) 被災者のじん肺等の状態について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺用診断書及び画像等を踏まえて総合的に判断するとじん肺の進行は軽微であったと思料する。じん肺診断書には自覚症状が年々悪化しているように記載されているが、平成〇年と〇年の診療録を見る限り、自覚症状の記載はほとんどなく、増悪があったようには受け取れない。」と述べており、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「じん肺の経過に関しては、平成〇年から平成〇年に至るX線写真や胸部CT画像の比較において、両肺の微細粒状影や気管支炎の変化はほとんど見られない。呼吸機能検査では経年的にゆっくりと低下が見られているものの、じん肺の進行は軽微であったと考えられる。」と述べている。

両医師の意見は、いずれも、被災者のじん肺等に関する検査結果を踏まえてなされたものであり、当審査会としても、被災者のじん肺等の状態については、その進行はゆるやかなものであったと思料し、少なくとも重篤な状態ではなかったものと判断する。

(3) 被災者の死亡に至った原因に関し、J医師は、平成〇年〇月〇日付け死体検

案書に「直接死因は心不全の疑い、その原因は腎不全」と記載し、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺と本件死亡との因果関係は不明であるが、じん肺が直接死因となったとは言い難い。本件死亡の約2か月前に当院にて腎機能悪化が指摘されており、糖尿病や脂質異常症の指摘もあり、その経過は不明であるが、状態が急変したことを考えると、こうした既往から何らかの血管イベントを起こした可能性もある。」と述べており、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日より、じん肺及び続発性気管支炎で外来治療を続けていたが、その間、糖尿病、心不全、脂肪肝、慢性肝炎、高コレステロール血症、高血圧症、高尿酸血症、慢性腎不全などを併発した。じん肺等により、肺機能低下も徐々に進行していたが、死亡した平成〇年〇月〇日、救急搬送先のG病院での死後のCT画像では右胸水貯留以外にはほとんど異常所見は認められず、死因の特定はできなかったということである。」と述べている。また、H医師は、上記意見書において、要旨、「被災者のじん肺の状況から、死期が迫っているほど重篤な呼吸不全の状況にあったとはとても思えない。じん肺が主たる要因で死亡に至ったとは思えず、因果関係はないと判断する。」との意見を述べており、さらに、I医師は、上記鑑定書において、要旨、「被災者は、基礎疾患として、糖尿病、腎機能障害、高脂血症などがあり、それらに対する内服治療がなされており、年齢的にもこれらに合併する何らかの心疾患が存在していた可能性は否定できないと考えられる。死亡する2か月前の〇月〇日に呼吸困難でF病院を受診して急性心不全と診断されたが、酸素療法と利尿剤の投与で短期間に改善した経過から、じん肺による呼吸不全が徐々に進行して起こった病態とは考えられず、何らかの心疾患による慢性心不全が急性増悪した可能性が考えやすい。死亡原因については、外出できる状態であった被災者が短時間で死亡に至っていることから、慢性的な病態とは別のイベントが起こったことによる『突然死』と考えられる。じん肺による慢性的な病態が様々存在していたとしても本件の死因である突然死に関与したとは考えにくいことなどから、じん肺と死亡との間には因果関係はないと判断する。」と述べている。

いずれの医師も、被災者の死亡について、じん肺等が関与したとすることに否定的であり、当審査会としても、上記医師の意見は妥当であると判断するとともに、被災者のじん肺等の状態等に鑑みると、被災者の直接死因である「心

不全の疑い」にじん肺等が大きな影響を与えたとは考えられないものと判断する。

(4) 以上のことからみて、当審査会としても、被災者の死亡とじん肺等との間に相当因果関係を認めることはできず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。